

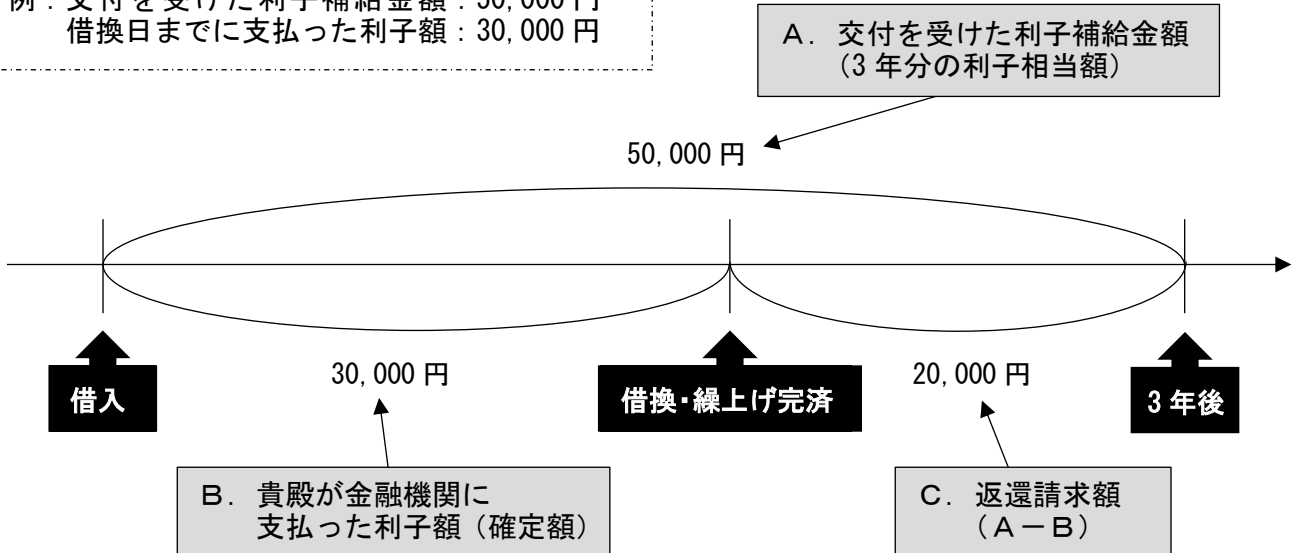
○特別利子補給助成金の交付を受けた事業者の皆様へ

「新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度」にご申請いただき、ありがとうございます。

弊事務局は、貴殿のご申請に際し、利子補給金（3年分の利子相当額）を交付しましたが、利子補給の対象貸付が繰上げ完済または借換によって消滅したことが確認されましたので、本利子補給は終了となりますことをお知らせいたします。

つきまして、貴殿は金融機関に支払った利子額より多くの利子補給金額の交付を受けておりますので、同封の「特別利子補給助成金確定通知 兼 返還請求書」に基づき、ご返還のお手続きをお願いします。

例：交付を受けた利子補給金額：50,000円  
借換日までに支払った利子額：30,000円



【ご留意点】

- ・「3. 納付期限」に記載されている期限までに納付しなかった場合は、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95%の割合を乗じて計算した延滞金が発生します。
- ・借換された場合、借換後の新しい貸付(注1)の利子補給を受けるためには、別途、申請が必要となります。(注2)自動的に利子補給を受けることはできませんので、ご注意ください。

注1 特別利子補給の対象となる貸付制度であることが必要です。

注2 特別利子補給の助成要件を満たすことが必要です。

【お問い合わせ先】

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局

(独立行政法人 中小企業基盤整備機構 委託事業)

電話番号：0570-060515（平日9時00分～17時00分）

特別利子補給制度  
ホームページ



<https://tokubetsu-riho.jp>